

5. 組合員に関する規約

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条ないし第23条の規定に基づき、麻生商店街振興組合(以下「本組合」という。)の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の一に掲げる者とする。

- (1) 組合の地区内において小売商業を営む者
- (2) 組合の地区内においてサービス業を営む者
- (3) 組合の地区内において前2号以外の事業を行う者

(加入手続)

第3条 前各条の会員(以下単に「会員」という。)になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

- 2 入会申込書には法人名、代表者名、法人所在地、連絡先電話番号を記載しなければならない。
- 3 入会申込書には、出資金の額及び口数を記載しなければならない。

(出資金及び賦課金)

第4条 本組合は、その行う事業の費用にあてるため、組合員に経費を賦課することができる。

- 2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法、その他必要な事項は、総会において定める。

(賦課金の使途)

第5条 前条の出資金及び賦課金は、当該年度の組合事業に使用する。

(除名)

第6条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決によって、除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会費の10日前までに、その組合員に対し、その旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 出資の払い込み、経費の支払い、その他本組合に対する義務を怠った組合員
- (2) 本組合の事業を妨げ、または妨げようとした組合員
- (3) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (4) 犯罪その他本組合の信用を失う行為をした組合員

(退会)

第7条 会員はあらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までにその旨を記載した書面でしなければならない。

(理事会への報告)

第8条 理事長は新たに会員となった者及び除名並びに退会した者について、その属性及び入会の承認又は退会若しくは除名した理由を理事会に報告するものとする。

(改正)

第9条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この改正は、令和 年 月 日より施行する。(令和 年 月 日理事会議決)

組合加入申込書

麻生商店街振興組合 御中

商店街組合活動の趣旨に賛同し、組合への加入を申し込みます。

20 年 月 日

出資口数： _____ □

事業所名： _____ 印

フリガナ： _____

業 種： _____

代表者名： _____ 印

フリガナ： _____

連絡先： _____

担当者： _____

事務局欄*記入の必要はありません

整理番号	受付日	20 年 月 日	担当者印
Email			
Webサイト			
業 種			

登録名称			ふりかな：
住所			建物名称：
電話		ファックス	
Eメール		Webサイト	
本社・本店名		連絡先	
緊急時連絡先		担当者名	
営業形態		営業品目	
営業時間	から	従事者	人
定休日		臨時休	
営業開始 麻生開業	年 月 年 月	代表者年代 後継者有無	20・30・40・50・ 60 70以上、後継：有・ 無
建物権利	所有・賃貸 *○ 印	土地権利	所有・借地 *○ 印
賃貸家主名前		連絡先	
建物管理者名		連絡先	
商店街運営・ 活動に対する 要望			